

選挙当日仕事などで投票所に行くことができない方で、滞在先等の選挙管理委員会で不在者投票をされる場合は、別紙の不在者投票宣誓書・請求書につぎの必要事項を記入のうえ、安芸高田市選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください。

- ・ 宣誓（請求）した年月日
- ・ 氏名・性別・生年月日
- ・ 現住所（滞在地）（⇒この住所へ投票用紙等を送付します。）
- ・ 選挙人名簿に記載されている住所（安芸高田市での現在のまたは最終の住所）

当選挙管理委員会が請求を受け取りましたら、その後に投票用紙、内封筒、外封筒、不在者投票証明書を滞在先の住所地へ送付いたします。

◎滞在先の選挙管理委員会での不在者投票の概要はつぎのとおりです。

| | | |
|---|----------|---|
| (1) 不在者投票用紙等の請求 (投票用紙、内封筒、外封筒、不在者投票証明書を請求してください。) | 請求先 | 安芸高田市選挙管理委員会 (〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田 791 番地) |
| | 請求に必要な書類 | 不在者投票宣誓書兼請求書(郵送可・ファックス不可) |
| | 請求できる期間 | 選挙の告示(公示)日より前からでも請求可能です。ただし、投票用紙・封筒等の発送は、告示(公示)日の前日以降です。 |
| (2) 投票手続 (投票用紙等が交付されたら、滞在先の選挙管理委員会で投票してください。) | 投票の記載場所 | 滞在先の市区町村の選挙管理委員会(事前に、その選挙管理委員会へ不在者投票場所・時間の確認をしてください。) |
| | 投票期間 | 告示(公示)日の翌日から選挙期日の前日までです。 (ただし、選挙期日において投票所が閉鎖される時間までに投票所へ送致する必要があるため、なるべく早く投票してください。) |
| | 投票手順 | ①同封の不在者投票証明書・投票用紙・封筒を持って、滞在先の市区町村の選挙管理委員会へ行ってください。 ※ このとき、不在者投票証明書の封は開封しないでください。開封してしまった場合、投票することができません。また、投票用紙に事前に記入しないでください。 ②滞在先の選挙管理委員会の指示に従って投票してください。 ③投票は、滞在先の選挙管理委員会へ渡してください。 《滞在先の選挙管理委員会が、安芸高田市選挙管理委員会へその投票を送付します。》 |
| ※ 投票用紙が交付された後、万一投票しなかった時は、速やかに投票用紙・投票用封筒及び不在者投票証明書在中封筒を安芸高田市選挙管理委員会に返還してください。 | | |